

令和7年度 文化芸術振興費補助金 文化芸術創造拠点形成事業に係る説明会

15：30の開始までしばらくお待ちください。

- ・表示される名前は「地方公共団体名」としてください。
- ・手元に「令和7年度 文化芸術振興費補助金 文化芸術創造拠点形成事業」の募集案内をご用意ください。
- ・本事業の説明後に「文化資源活用推進事業」の説明を行いますが、共通する部分が多くありますので、文化資源活用推進事業に応募を検討されている方もあわせてお聞きいただけますと幸いです。
- ・質疑応答の時間において、チャットでの質問にはお答えできません。質疑応答の際はビデオをオンにして発言ください。
 - ※審査に関わる個別の質問にはお答えできません。
 - ※説明会後に質問等がある場合は、メールにて受け付けます。

【メール送付先】kurashi@mext.go.jp

令和7年度 文化芸術振興費補助金 文化芸術創造拠点形成事業に係る説明会

令和7年1月22日

文化庁 参事官（生活文化創造担当）付
地域文化振興担当

現状・課題

- 文化に関する世論調査において、居住する地域での文化的環境に満足していない理由として最も多いのは、「魅力的な活動・イベントがない」、次いで「参加できる活動がない」であり、文化施設に起因する理由を大きく上回っている。
- このため、各地域におけるコンテンツの充実に向けて、専門的人材の育成により地域文化振興の基盤強化を図る必要がある。
- アーティストと地域住民等との協働による地域課題の解決や地域活性化を図ることが求められている。

事業内容

- 我が国の文化芸術の基盤となる多様で特色ある地域の文化芸術の振興を図るため、地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組を支援する。あわせて滞在アーティストと地域住民等との協働による活動を支援する。（事業開始年度：平成27年度）

1. 文化芸術創造拠点形成事業 1,043百万円（1,073百万円）

- ・地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援（自治体補助1/2、上限6,000万円、41事業程度）。新たに小規模事業やスタートアップを支援するための補助枠（自治体補助1/2、上限1,000万円、10事業程度）を設けるとともに、一定年数以上支援を受けている事業の自走化を促す。

[取手市]創造郊外都市～共創型アート・センター実験室2022-2023～持続可能な芸術の営みを支える社会実験成果の実装（令和5年）



教育機関や福祉施設と連携したアクティブ・ラーニング・プログラム人材育成

[松戸市]文化の香りのする街構築事業（令和5年度）



芸術祭「科学と芸術の丘」

2. アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業 30百万円（30百万円）

- ・アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援する（上限400万円、7事業程度）。

アウトプット（活動目標）

- ・文化芸術創造拠点形成事業採択件数：51件
- ・アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業採択件数：7件

短期アウトカム（成果目標）

- ・文化芸術創造拠点形成事業における地域に根差した専門人材の増加
- ・文化芸術創造拠点形成事業における自主企画事業数の増加
- ・アーティスト・イン・レジデンスにおけるアーティスト等や地域の参加者の参加満足度の上昇
- ・アーティスト・イン・レジデンス受入希望者の増加

長期アウトカム（成果目標）

- ・文化的環境の満足度の上昇
- ・アーティストの活動・交流による地域課題の解決

事業概要

従来枠である「一般枠」と新設する「小規模・スタートアップ枠」に分け、異なる評価基準により別々に審査します。

○小規模・スタートアップ枠の要件（一般枠との違い）

- ・ 小規模自治体等の **スモールスタート** を支援
- ・ 令和4年度以降に本補助事業の **採択実績がない団体**
- ・ 応募事業の **開始時期が令和5年4月1日以降**
- ・ 原則として **3年間は継続採択**（ただし、毎年度審査を実施）
- ・ 補助金の上限額 **1,000万円**
- ・ 実施計画記載内容・評価項目の一部 **簡素化**

○事業の趣旨・目的

各地域において持続的に創造的な文化芸術活動が生まれるような環境や基盤を構築する = 文化芸術創造拠点が形成されることを目指す



そのために、

地方公共団体が主体となり、地域の実情を踏まえつつ、地域において活動する専門人材を育成しながら、地域の多様な主体と連携して行う総合的な文化芸術振興の取組を支援



その結果、

- ・地域アーティストの活動支援
- ・地域住民やステークホルダーとの連携・協働
- ・地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施 等

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上、各地域の多様で特色ある文化芸術の振興

ひいては地域の活性化にも寄与

○事業イメージ



補助対象事業

地方公共団体（都道府県、市町村。特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が対象です。

【ポイント】

- 同一の地方公共団体からの申請は1件までです。また、「一般枠」と「小規模・スタートアップ枠」はいずれか一方にしか応募できません。
- 「一般枠」では複数の地方公共団体が連携し、共同で申請を行うこと（共同申請）も可能です。

令和6年度までは、共同申請の場合は同一都道府県内を除くとしていましたが、令和7年度から、**同一都道府県内の複数の地方公共団体による共同申請も可能**としました。

別途単独申請する団体が共同申請の代表者になることはできません。

また、複数の共同申請の代表者となることはできません。

小規模・スタートアップ枠では、共同申請は認められません。

○基本コンセプト (共通)

- ◆地域の文化芸術資源を活用して**地方公共団体が主体的に実施**する文化事業であり、
- ◆**文化芸術に携わる専門的人材** (以下「専門人材」という。) を軸としながら、
- ◆**地域住民の積極的な参加**の下で**文化芸術創造拠点の形成**を志向し、

【文化芸術創造拠点の形成とは】

劇場や音楽堂のような既存の拠点施設の振興ではなく、地域の多様な主体が連携し、**地域全体で文化芸術の共創基盤の構築**を目指すこと。

- ◆人材育成・調査研究等の基盤的事業や多様な文化芸術事業等の企画を**有機的に連動**させることで地域の**総合的な文化芸術振興**を企図する事業

【総合的な文化芸術振興とは】

一過性のイベント実施に留まるのではなく、複数の取組を継続的に実施しつつ、有機的に組み合わせること等により、**事業同士が互いに相乗効果を生む等、広がりを持って創造発展していく**ような取組等のこと。

○具体的な要件（共通）

①実施主体

地方公共団体が主体的に実施する事業であること。

②専門人材を活用した総合的な文化芸術施策

専門人材（個人・団体及び単一・複数の別を問わない。）を軸として

文化芸術事業の企画立案・遂行、地域の文化芸術活動に対する支援などを行い、地域の文化芸術振興に資する複数の取組を有機的に連携させる総合的な文化芸術施策であること。

③地域協働による事業推進

芸産学官民など多様な主体との連携を企図する事業であること。

④実施計画の策定

複数年度（3～5年程度／小規模・スタートアップ枠は3年以上）に渡る実施計画を策定し、これに沿って継続的・計画的に実施される事業であること。

⑤達成目標に即した効果測定の実施

事業目的に整合し、実施計画に掲げる目標の達成度を把握することができる適切な定量的指標を設定した上で、実効的な効果測定及び進捗管理を行い、事業全体のさらなる精緻化・高度化に向けた改善を進めること。

○専門人材に求められる役割（共通）

・ コーディネート機能

保有する人的ネットワークを生かし、地方公共団体と関係団体間、事業間・団体間の 関係構築や調整等 を行う。

・ 中間支援機能

中立的な立場から、文化芸術団体等に対して活動への 助言や提案などの支援 を行う。

・ 普及啓発機能

文化芸術活動について、地域住民等への分かりやすい 情報発信や参加促進のための企画等 を行う。

専門人材のうち、「事業実施期間終了後も地域内で継続的に活動するもの」を本事業では 地域に根差した専門人材 とします

補助金の内容

○補助金交付の対象となる事業期間

令和7年4月1日（又は令和7年4月2日以降の交付決定により通知する日）
から令和8年3月31日まで

本事業は単年度補助のため、今回の募集において採択を受けたことをもって、
令和8年度以降の採択や補助金交付を保証するものではありません。
ただし、小規模スタートアップ枠で採択された事業については、原則として3年間の継続採択と
します（審査あり）。

○補助金の額

◆事業に必要な経費のうち、下記①～④の条件の下、一番少額のを上限として補助。

- ① 補助対象経費に2分の1または補助率の上限を乗じた額
- ② 一般枠：6,000万円／小規模・スタートアップ枠：1,000万円
- ③ 申請者自己負担額の5倍以内の額
- ④ 自己収入額（入場料、協賛金、助成金等）が補助対象経費の2分の1（※）を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額

※ 一般枠で補助率の上限が2分の1を下回る場合はその割合から1を差し引いた割合

○補助対象経費

金額は積算根拠が明確になるように、可能な限り単価や数量を具体的に記入。
(対象経費の詳細はp.7表参照)

【個別の費目に関する制限・注意事項】

◆企画制作料

補助事業における専門人材の活動経費や企画・制作等に直接関わるスタッフの人件費については、「文芸費」のうち企画制作料に計上することができる。
(社会保険料・通勤手当・期末手当等は計上不可。)

組織の維持・運営のための人件費（事務職員給与等）や、補助事業に従事していない時間に係る人件費は対象外。

◆会場使用料

地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合に限り、会場使用料として計上することができる。

○補助対象経費

【個別の費目に関する制限・注意事項】

◆宿泊費・日当

原則、申請者である地方公共団体の出張旅費規程・基準等に定められた金額を上限として補助対象経費に計上可能。この場合、事業終了後の実績報告に際し、当該規定・基準等を提出。

◆報償費（謝金）

申請者である地方公共団体が謝金基準を定めている場合、原則、当該基準に定められた業務及び金額に従い支払われた謝金を補助対象とする。この場合、事業終了後の実績報告に際し、当該謝金基準を提出。

申請者において謝金基準を定めていない場合、もしくは当該基準に準拠せず支払われた謝金については、「諸謝金単価表」に定める金額を超える部分は補助対象外。

なお、地方公共団体の謝金基準及び下記諸謝金単価表のいずれにも定められていない業務については、報償費（謝金）としての計上不可。

（出演費などの他の適当な費目に計上することは差し支えない。）

○補助対象とならない経費

- ◆事務職員給与（社会保険料・通勤手当・期末手当等を含む。）
- ◆事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）
- ◆事務機器・事務用品等の購入・借用費（文房具などの消耗品を含む。）
- ◆先進事例等の視察に係る旅費 ◆タクシー料金 ◆ビザ取得経費 ◆印紙代
- ◆航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等）
- ◆各種手数料（振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外送金手数料 等）
- ◆委託契約に係る一般管理費のうち10%を超える部分
- ◆交際費・接待費 ◆手土産代 ◆レセプション・パーティーに係る経費 ◆打ち上げ費
- ◆飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可とする。）
- ◆施設整備費 ◆備品等購入費
- ◆コンテスト・コンペティション・ハッカソンなどの賞金及び副賞等
（賞状、表彰盾、トロフィーやノベルティは可とする。）
- ◆アーティストなどの活動に対する助成金・支援金
- ◆クラウドファンディングの返礼品に係る経費 . . . など

**次年度の事業に関する準備経費は、経費としては一切計上できません。
(補助対象外経費としても計上不可)**

応募

○応募書類の提出期間

令和7年1月14日（火）～令和7年2月6日（木）（17時必着）

○応募書類の提出方法

ホームページから提出。エラーが生じてうまく行かない場合は事務局へ。
詳細は募集案内参照。

手順①の事前登録については、締切当日ではなく早めに行っておくこと。

○各項目の記載

募集案内参照。簡潔かつ具体的に記載すること。

補助事業に該当しない事業（経費を一切計上していない事業、補助対象外経費しか生じない事業）については、補助申請事業との混同を避けるため、当該年度計画の欄には記載せず、収支予算書にも計上不可。補助事業に該当しない事業を当該年度計画の欄に記載している場合、不適格となる可能性があるため御留意を。

昨年度からの実施計画書等の変更内容（一般：p.29-42）

「2 事業趣旨・効果」シート（表中のページ番号は募集案内の記載例を表す。以下同じ）

項目	令和7年度	令和6年度
文化芸術施策の全体方針 (p.30)	【①申請団体における文化芸術振興に関する方針】 【②文化芸術創造拠点の具体像（どのような拠点を目指すのか）】 【③文化芸術創造拠点を実現するための課題】	【①申請団体における文化芸術振興に関する方針・課題】
	【④申請事業の位置づけ】 ④-1 イメージ図 ④-2 申請事業の文化芸術創造拠点形成への寄与度	【②申請事業の位置づけ（イメージ図）】
実施計画 (p.30)	文化芸術施策の全体方針と実施計画のつながり	実施計画の目的（どのような文化芸術創造拠点を目指すか）
計画期間の到達目標 (p.31)	目標ごとに以下の項目の記載を求める 【特に働きかけるターゲット（誰に、何に）】 【アプローチ方法（どのように）】 【計画期間終了までに達成すること（どうしたいか）】 【関連する当該年度の取組】	自由記入
別表 (p.33)	計画のロジックモデル	計画期間の工程表
当該年度の取組 (p.32)	取組ごとに種別（文化芸術イベント、ワークショップ、調査研究等）とねらい（にぎわい創出、普及啓発、社会包摂、人材育成、体制構築、アーティスト支援等）を選択する。 <u>ねらいについて、人材育成と体制構築は必須とする</u>	取組ごとに分類（調査研究、人材育成、アーティスト支援、ワークショップ、文化芸術イベント、その他）を選択
	地域特性の活かし方・地域課題に対するアプローチ方法（新設）	当該欄なし
	削除（計画期間の到達目標にターゲットを記載する）	多様で幅広い人々の参加を促す工夫
	削除（文化芸術施策の全体方針の【④申請事業の位置づけ】の④-2に申請事業とそれ以外の関連事業の具体的な連携・棲み分けの状況を記載する）	補助事業以外の取組との連携・協働

昨年度からの実施計画書等の変更内容（一般：p.29-42）

「4 効果測定」シート

項目	令和7年度	令和6年度
効果測定 1 共通指標 (p.36)	「域内世論調査」を追加	当該欄なし
効果測定 2 独自指標 (p.37)	「関連する目標」の項目を追加	当該欄なし

「6 専門人材」シート

項目	令和7年度	令和6年度
専門人材 (p.40)	地域に根差した専門人材の育成・活用方針（新設）	当該欄なし（「実施計画の概要」に記載するよう注釈あり）
専門人材（申請 時点で決定／想 定している人 材） (p.41)	【地域に根差した専門人材】に該当する場合に○を選択 (新設)	当該欄なし

○他の補助金との重複

同一の事業内容について、文化庁の他の補助金や芸術文化振興基金と併用することはできません。 同一事業内で経費を分割し、補助を受けようとする経費の重複がなくても不可です。

同一の事業内容とは、趣旨、目的、内容が同じで、実施主体（支払先）が同一の場合を言います。例えば同じ公演を複数回実施する場合は、一連の公演を同一の事業内容とみなします。

审查

○審査方法

提出された応募書類を基に外部有識者による審査委員会の審査を行い、採択事業及び採択件数を決定。審査に当たっては、募集案内に記載の「審査の視点」により総合的に評価を行う。

なお、一般枠と小規模・スタートアップ枠は、異なる評価基準により別々に審査し、それぞれの採択件数は審査委員会の審議に基づき決定する。

○審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず令和7年3月下旬～5月上旬（予定）に登録メールアドレス宛てに通知。

※その後の流れについては募集案内参照

○審査の視点

（1）事業趣旨・効果

・文化芸術創造拠点の捉え方を評価する項目

共通

- ① 地域の文化芸術基盤を構築し、持続的に創造的な文化芸術活動が生まれることが期待できるような文化芸術創造拠点の形成を目指しているか。

【実施計画書等の対応欄】

■ 文化芸術施策の全体方針

（特に【②文化芸術創造拠点の具体像（どのような拠点を目指すのか）】）

・申請事業が拠点形成にどの程度寄与するかを評価する項目

共通

- ② 地域の総合的な文化芸術振興（拠点形成）に向け、申請事業が重要な位置付けになっているか。

【実施計画書等の対応欄】

■ 文化芸術施策の全体方針（特に【④申請事業の位置づけ】）

■ 文化芸術施策の全体方針と実施計画のつながり

○審査の視点

（1）事業趣旨・効果

- ・ 地域課題の解決や文化資源の活用など、地域の固有性を評価する項目

共通 ③ 地域の実情や特色を踏まえた内容になっているか。

【実施計画書等の対応欄】

- 文化芸術施策の全体方針（特に、【③文化芸術創造拠点を実現するための課題】）
- 当該年度の取組【地域特性の活かし方・地域課題に対するアプローチ方法】

- ・ 目標達成に向けた戦略性と持続可能性を評価する項目

一般 ④ 実施計画において明確で具体的な事業目標を設定し、その達成に向け、当該年度の取組が基盤的事業を軸として戦略的に組み立てられているか。

小規模 ④ 実施計画において明確で具体的な事業目標を設定し、その達成に向け、当該年度の取組が相当程度に具体的で実現可能性はあるか。

【実施計画書等の対応欄】

- 計画期間の到達目標 ■計画のロジックモデル（一般枠のみ）
- 計画期間の工程表（小規模・スタートアップ枠のみ）
- 当該年度の取組 ■当該年度の具体的な取組予定

○審査の視点

（1）事業趣旨・効果

・受益者の多様性や広がり、ターゲットへのリーチを評価する項目

一般

⑤ 多様な属性を持つ人々の参加を促しつつ、課題解決（目標達成）のために必要な層や分野に確実にアプローチできる計画になっているか。

【実施計画書等の対応欄】

■計画期間の到達目標【特に働きかけるターゲット、アプローチ方法】

小規模

⑤ 子ども、高齢者、障害者、訪日外国人など、多様な属性を持つ人々の参加を促す工夫がなされているか。受益者が限定されていないか。

【実施計画書等の対応欄】

■多様で幅広い人々の参加を促す工夫

・前年度からの継続性、発展性を評価する項目

一般

⑥ 前年度に採択を受けている地方公共団体については、当該年度の実施内容が前年度の実施の成果を十分踏まえたものになっているか

【実施計画書等の対応欄】

■当該年度の実施（特に、前年度の成果（達成度）とそれを踏まえて当該年度に改善・工夫する内容等）

○審査の視点

（2）事業計画

・効果測定の有効性、妥当性を評価する項目

共通

- ① 事業目標の達成度を測るものとして、各指標やその数値目標が適切に設定され、事業目標達成に向けた定量的・計画的な進捗管理が担保されているか。

【実施計画書等の対応欄】

- 現地参加人数（人）
- 経済波及効果（千円）（一般枠のみ）
- 独自指標

事業目標の達成度を適切に把握できる
独自指標を設定すること。

・収支計画の具体性、妥当性を評価する項目

共通

- ② 収支計画が妥当であり、実現可能性が担保されているか。

【実施計画書等の対応欄】

- 収支予算書等

金額は積算根拠が明確になるように、
可能な限り単価や数量を具体的に記入し、
一式計上は避けること。

○審査の視点

（3）実施体制

・連携体制の実効性を評価する項目

一般

- ① 芸産学官民など多様な主体との連携が予定されており、**各主体の事業における役割が明確であるか**。また、地方公共団体の内部において他の部局等との連携が予定されており、**総合的な施策推進の体制が確保されているか**。

小規模

- ① **実施計画期間中**に芸産学官民など多様な主体との連携や地方公共団体内部の他の部局等との連携が予定されているか。

【実施計画書等の対応欄】

■ 事業の実施体制「連携体制図」「連携内容の詳細」「申請団体内部の各部局等の連携」

・自治体の事業への関わり方（主体性）を評価する項目

共通

- ② 申請団体である地方公共団体の主体性が十分に発揮できる体制になっているか。特に、事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合でも、実施主体である地方公共団体が事業全体の統制を図りながら進捗管理し、適切に遂行できる体制となっているか。

【実施計画書等の対応欄】

■ 事業の実施体制「申請団体と執行団体が異なる場合の申請団体の関わり方」 ■ 収支予算書等

○審査の視点

（3）実施体制

・継続性、地域全体での事業推進を評価する項目

共通

- ③ 補助期間中のみの一過性の取組ではなく、補助事業を通じて地域に知見やノウハウ、ネットワーク等が残る手法・体制となっているか。また、地域住民等を巻き込んだ事業内容であり、ビジョンの共有方法が効果的かつ明確であるか。

【実施計画書の対応欄】

- 事業の実施体制「補助申請事業のノウハウを地域に残す手法・体制」、
「地域の関係団体、地域住民等とのビジョンの共有方法」

・自走化に向けた方針を評価する項目

一般

- ④ 自走化に向けた体制構築や補助金以外の安定財源の確保等に取り組もうとしているか。

【実施計画書の対応欄】

- 事業の実施体制「計画終了後の事業構想（自走化の見込みと手法）」 ■ 収支予算書等

○審査の視点

（4）専門人材

・地域に根差した人材の育成や活用方針を評価する項目

共通 ① 地域に根差した専門人材の育成・活用方針は適切かつ明確であるか。

【実施計画書等の対応欄】

- 実施計画の概要
- 事業の実施体制「申請団体と他の団体等との連携体制図」
- 地域に根差した専門人材の育成・活用方針

・専門人材の役割・活動内容を評価する項目

一般 ② 申請事業の趣旨・目的に照らし、専門人材に求める役割や想定する活動内容が適切かつ効果的なものであるか（専門人材をコーディネート機能、中間支援機能、普及啓発機能を持った人材として捉えているか）。

小規模 ② 申請事業の趣旨・目的に照らし、専門人材に求める役割や想定する活動内容が適切か（専門人材をコーディネート機能、中間支援機能、普及啓発機能を持った人材として捉えているか）。

【実施計画書の対応欄】

- 専門人材の総合的な役割・活動内容（一般）
- 専門人材の事業ごとの役割・活動内容（一般）
- 専門人材の役割・活動内容（小規模・スタートアップ）
- 申請時点で決定／想定している人材

○審査の視点

（4）専門人材

・専門人材の適性を評価する項目

一般

③ 専門人材の処遇等や期待する役割・活動等を実現するために必要な資質・能力の条件などが適切に設定されており、それに基づいて適切な人材が選定されているか。

小規模

③ 専門人材の役割に沿った適切な人材が選定されているか（あるいは選定を予定しているか）。

【実施計画書の対応欄】

■ 申請時点で決定／想定している人材

その他の留意事項等

○補助対象となる行為の範囲

補助事業は補助対象期間内に完了しなければならない。間接補助金の交付や委託などを行う場合における間接補助事業者等の行為も同様のため、管理・監督の徹底が必要。

※補助対象期間外の行為は補助対象外

○間接補助金等の交付と補助対象期間の関係

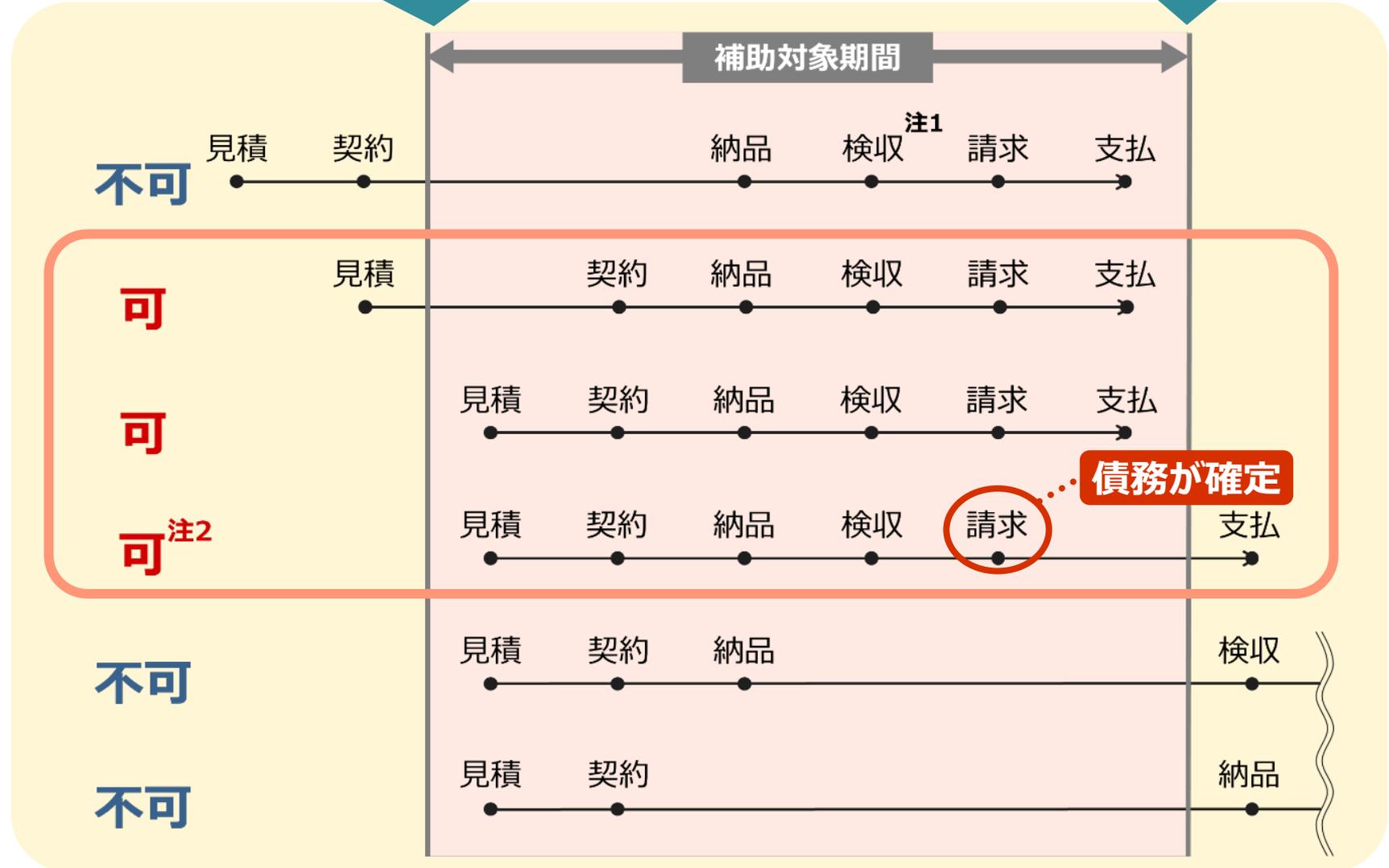
間接補助事業者が実施する事業（間接補助事業等）が完了し、補助事業者（申請団体）の支出義務額が確定している場合であっても、間接補助金等の交付がなければ補助事業が完了したとは言えない。

※補助事業者からの間接補助金等の支出は補助対象期間内に完了する必要あり

○補助対象期間と対象範囲

令和7年4月1日又は
交付決定により通知する日

令和8年3月31日



注1
検収：契約どおりに業務が履行されたか確認する行為

注2
支払が未済であっても、補助対象期間内に検収が完了し、債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に補助対象経費として認める。

○実行委員会等における支出

実行委員会等を組織して事業を実施する場合においても、地方公共団体の契約規則・会計規則等に準拠し競争性を確保するなど、適正な執行を徹底すること。

特に実行委員会等から構成員に対する業務委託等については、公平・公正な契約手続の確保に努めること。

○CCNJ（創造都市ネットワーク日本）等における事例発表

申請事業は、CCNJ（創造都市ネットワーク日本）の会議等の場で事例発表していただく場合があるので、あらかじめ御承知おきください。

○質疑応答

※チャットでの質問にはお答えできません。

質問する際はビデオをオンにして御発言ください。

※審査に関わる個別の質問にはお答えできません。

★説明会後に質問等がある場合は、メールにて受け付け、
事業ホームページ (<https://www.chiikiglocal.go.jp/index.html>)
にて公開いたします。

【メール送付先】 kurashi@mext.go.jp